

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

- 長崎県旅館業法施行細則の一部を改正する規則
- 長崎県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

所管課（室）名
生 活 衛 生 課
//

◎ 告 示

- ・道路の区域変更
- ・道路の供用開始（3件）

道 路 維 持 課
//

◎ 公 告

- ・落札者等
- ・測定の終了
- ・二級建築士試験の実施
- ・木造建築士試験の実施

管 財 課
建 設 企 画 課
建 築 課
//

規 則

長崎県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第5号

長崎県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

長崎県旅館業法施行細則（平成12年長崎県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
（水質基準等） 第2条 略 2 条例第4条第4号ア（浴槽水に係るものに限る。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項又は2の項に規定する基準のいずれか又は双方を適用しないことができる。				（水質基準等） 第2条 略 2 条例第4条第4号ア（浴槽水に係るものに限る。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項又は2の項に規定する基準のいずれか又は双方を適用しないことができる。			
	区分	基準	検査方法		区分	基準	検査方法
略				略			
3	大腸菌	略		3	大腸菌群	略	

略	略
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第6号

長崎県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

長崎県公衆浴場法施行細則（平成12年長崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
(水質基準等)				(水質基準等)			
第2条 略				第2条 略			
2 条例第5条第14号ア（浴槽水に係るものに限る。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項又は2の項に規定する基準のいずれか又は双方を適用しないことができる。				2 条例第5条第14号ア（浴槽水に係るものに限る。）に規定する規則で定める基準は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の1の項又は2の項に規定する基準のいずれか又は双方を適用しないことができる。			
	区分	基準	検査方法		区分	基準	検査方法
略				略			
3	大腸菌	略		3	大腸菌群	略	
略				略			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 大村貝津線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市西部町1478番1地先から 大村市西部町1477番1地先まで	前	12.4～18.7	3.3	

	後	12.4～17.8	3.3	
--	---	-----------	-----	--

長崎県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 大村貝津線	大村市西部町1483番1地先から 大村市西部町1739番10地先まで	令和7年3月4日

長崎県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 上五島空港線	南松浦郡新上五島町有川郷字外前田1213番1地先から 南松浦郡新上五島町有川郷字外前田1221番1地先まで	令和7年3月4日

長崎県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆酸美津島線	対馬市美津島町箕形字縣ノ浦91番1地先から 対馬市美津島町箕形字縣ノ浦90番地先まで	令和7年3月4日

公 告**落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 物品等又は特定役務の購入件名及び数量

- ① 長崎県長崎地区1で使用する電力
予定契約電力 1,120kW、予定使用電力量 1,572,000kWh
- ② 長崎県長崎地区2で使用する電力

- ③ 長崎県県北地区で使用する電力
 予定契約電力 899kW、予定使用電力量 2,253,000kWh
- ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力
 予定契約電力 874kW、予定使用電力量 1,648,800kWh
- ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力
 予定契約電力 523kW 予定使用電力量 873,400kWh
- ⑥ 長崎県庁舎で使用する電力
 予定契約電力 830kW 予定使用電力量 2,418,200kWh
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力
 予定契約電力 2,100kW 予定使用電力量 8,179,200kWh
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力
 予定契約電力 337kW 予定使用電力量 462,700kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 長崎県総務部管財課（施設班）
 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3000
- 3 契約期間
 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 需要場所
 長崎県が所管する施設
- 5 契約方法
 一般競争入札
- 6 落札決定日
 令和7年2月7日
- 7 落札者
- ① 長崎県長崎地区1で使用する電力
 香川県高松市林町1964-1
 日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- ② 長崎県長崎地区2で使用する電力
 香川県高松市林町1964-1
 日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- ③ 長崎県県北地区で使用する電力
 香川県高松市林町1964-1
 日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力
 香川県高松市林町1964-1
 日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力
 香川県高松市林町1964-1
 日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- ⑥ 長崎県庁舎で使用する電力
 香川県高松市林町1964-1
 日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力
 香川県高松市林町1964-1
 日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- 8 落札価格
- ① 長崎県長崎地区1で使用する電力
 35,214,080円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- ② 長崎県長崎地区2で使用する電力
 45,688,037円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ③ 長崎県県北地区で使用する電力

35,867,237円（地方税及び地方消費税は含まない。）

- ④ 長崎県県央・島原地区1で使用する電力
18,999,964円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ⑤ 長崎県県央・島原地区2で使用する電力
48,370,924円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ⑥ 長崎県庁舎で使用する電力
142,797,600円（地方税及び地方消費税は含まない。）
- ⑦ 長崎県五島地区で使用する電力
10,078,964円（地方税及び地方消費税は含まない。）

- 9 入札公告日
令和6年12月20日

- 10 落札方式
最低価格

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、杵岐振興局長から公共測量（杵岐2期地区ため池測量業務委託）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
杵岐市勝本町	令和6年12月24日

二級建築士試験の実施（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年二級建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和7年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験の日時及び場所

※杵岐・対馬地区の受験者で希望する者は、福岡市会場で受験することができる。

試 験 日	科 目	時 間	試 験 場 所（所在地）
令和7年7月6日（日）	学科	午前10時10分から 午後5時20分まで	長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）
令和7年9月14日（日）	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）

- 2 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

- (1) 受験申込受付期間及び時間

令和7年4月1日（火）午前10時から令和7年4月14日（月）午後4時まで

- (2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/> 以下同じ。）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和7年4月7日（月）までにセンター本部に申し出ること。

- 3 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和3年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和6年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和3年から令和6年のいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

4 受験票の交付等

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。）は、原則として、下記の日程にて受験有資格者にマイページ（※）において交付する（※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ。以下同じ。）。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、受験有資格者に発送する。

(1) 「学科の試験」 令和7年6月20日（金）頃

(2) 「設計製図の試験」 令和7年8月25日（月）頃

5 合格者の発表、可否の通知

合格者の受験番号をセンターのホームページに下記の日程にて公表する。また、合格者には「合格した旨」を、不合格者には「不合格の旨及び成績」をマイページにおいて通知する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者へは通知（郵送）する。

(1) 「学科の試験」 令和7年8月25日（月）（予定）

(2) 「設計製図の試験」 令和7年12月2日（火）（予定）

6 合否判定基準等の公表

合格者の発表の際、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページにおいて公表する。

7 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和7年6月18日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨をセンター本部に申し出ること。

木造建築士試験の実施（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年木造建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和7年3月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の日時及び場所

※杵岐・対馬地区の受験者で希望する者は、福岡市会場で受験することができる。

試 験 日	科 目	時 間	試 験 場 所（所在地）
令和7年7月27日（日）	学科	午前10時10分から 午後5時20分まで	長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）
令和7年10月12日（日）	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）

2 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和7年4月1日（火）午前10時から令和7年4月14日（月）午後4時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaenic.or.jp/> 以下同じ。）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和7年4月7日（月）までにセンター本部に申し出ること。

3 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和3年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和6年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和3年から令和6年のいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

4 受験票の交付等

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。）は、原則として、下記の日程にて受験有資格者にマイページ（※）において交付する（※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ。以下同じ。）。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、受験有資格者に発送する。

(1) 「学科の試験」 令和7年6月20日（金）頃

(2) 「設計製図の試験」 令和7年9月25日（木）頃

5 合格者の発表、合否の通知

合格者の受験番号をセンターのホームページに下記の日程にて公表する。また、合格者には「合格した旨」を、不合格者には「不合格の旨及び成績」をマイページにおいて通知する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者へは通知（郵送）する。

(1) 「学科の試験」 令和7年8月25日（月）（予定）

(2) 「設計製図の試験」 令和7年12月2日（火）（予定）

6 合否判定基準等の公表

合格者の発表の際、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページにおいて公表する。

7 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和7年6月25日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨をセンター本部に申し出ること。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト